

府中市

介護保険住宅改修

高齢者自立支援住宅改修

申請の手引き

(令和4年8月1日制度改正対応版)



目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
	(1) 適切な住宅改修をするために・・・・・・・・P 2
	(2) 冊子作成の目的と住宅改修にかかわる方の役割・・・・P 2
2	助成制度の概要 介護保険・市の制度・・・・・・・・P 3
3	住宅改修費の支給申請の流れ・・・・・・・・P 5
4	介護保険住宅改修・・・・・・・・P 7
	(1) 制度の趣旨等・・・・・・・・P 7
	(2) 対象要件・・・・・・・・P 7
	(3) 介護保険住宅改修費が支給できない場合・・・・P 8
	(4) 対象工事内容・・・・・・・・P 9
	(5) 支給限度基準額・・・・・・・・P 1 3
	(6) 支給限度基準額の例外・・・・・・・・P 1 3
	(7) 支給方法・・・・・・・・P 1 5
	(8) 申請に必要な書類・・・・・・・・P 1 6
	(9) 介護保険住宅改修の申請の流れ・・・・P 2 1
	(1 0) 申請にあたっての留意事項・・・・・・・・P 2 3
	(1 1) 申請の際に注意を要する事例・・・・・・・・P 2 4
	(1 2) 事前申請承認後の変更等への対応・・・・P 2 6
5	自立支援住宅改修・・・・・・・・P 2 7
	(1) 制度の趣旨・・・・・・・・P 2 7
	(2) 対象要件・・・・・・・・P 2 7
	(3) 自立支援住宅改修費が支給できない場合・・・・P 2 8
	(4) 対象工事内容・・・・・・・・P 2 9
	(5) 支給限度基準額・・・・・・・・P 3 0
	(6) 支給方法・・・・・・・・P 3 2
	(7) 申請に必要な書類・・・・・・・・P 3 3
	(8) 事前申請時の添付書類における諸注意・・・・P 3 5
	(9) 自立支援住宅改修の申請の流れ・・・・P 3 9
	(1 0) 申請にあたっての留意事項・・・・・・・・P 4 3
	(1 1) 申請の際に注意を要する事例・・・・・・・・P 4 4
	(1 2) 事前申請承認後の変更等への対応・・・・P 4 5
	(1 3) 地域包括支援センター担当者へ・・・・・・・・P 4 6
	(1 4) 相談窓口開設について・・・・・・・・P 4 6
6	Q & A (よくある質問と回答)・・・・・・・・P 4 7

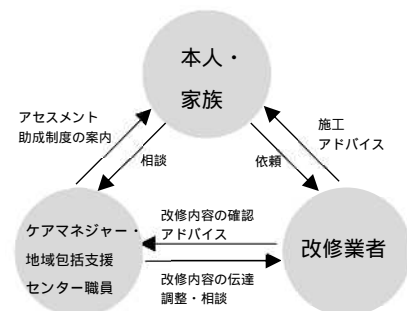
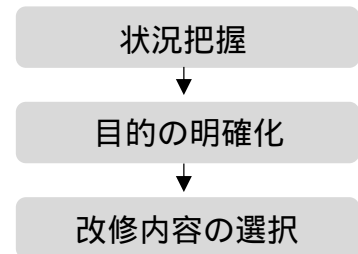
（１）適切な住宅改修をするために

高齢や介護が必要になった方でも住みなれた自宅 safely 自立した生活をするために、適切な住宅改修をするという方法があります。

適切な住宅改修をするためには、いくつかの大切なことがあります。まず、本人の状況を多面的に把握し、住宅改修の目的を明確にすることです。このとき、「できないこと」だけでなく、「できること」や「やりたいこと」にも注目し、生活の質を高めるような生活目標を設定することが大切です。

次に、目標を達成するために必要な改修内容を選択することが重要です。改修内容の選択のしかたとしては、改修種別ごと、生活動作ごと、疾患・症状ごとのアプローチがあります。

また、関係者がきちんと住宅改修にかかわり、関係者間で連携することも重要です。なかでも、本人・家族、ケアマネジャー・地域包括支援センター職員、改修業者の３者は特に連携をとり、本人や家族の生活の質を高められるような適切な住宅改修を行ってください。



（２）冊子作成の目的と住宅改修にかかわる方の役割

この冊子は、住宅改修の助成に関する情報を提供することで、住宅改修に関わる方の知識が向上し、住宅改修費が適切に給付されることを目指して作成しました。住宅改修に関わる方はそれぞれの役割を認識し、適切な住宅改修の実施にご協力ください。

[住宅改修に関わる方の役割]

ケアマネジャー・ 地域包括支援センター職員

- 適切なアセスメント
- 住宅改修の必要性や改修内容の判断
- 助成制度利用のアドバイス

改修業者

- 建築の専門家としてのアドバイス
- 適切な施工

本人・家族

- 自身による決定
- 制度の理解と適正な申請

市職員

- 市民等への説明
- 給付審査
- 専門職による相談・アドバイス

2

助成制度の概要 | 介護保険・市の制度

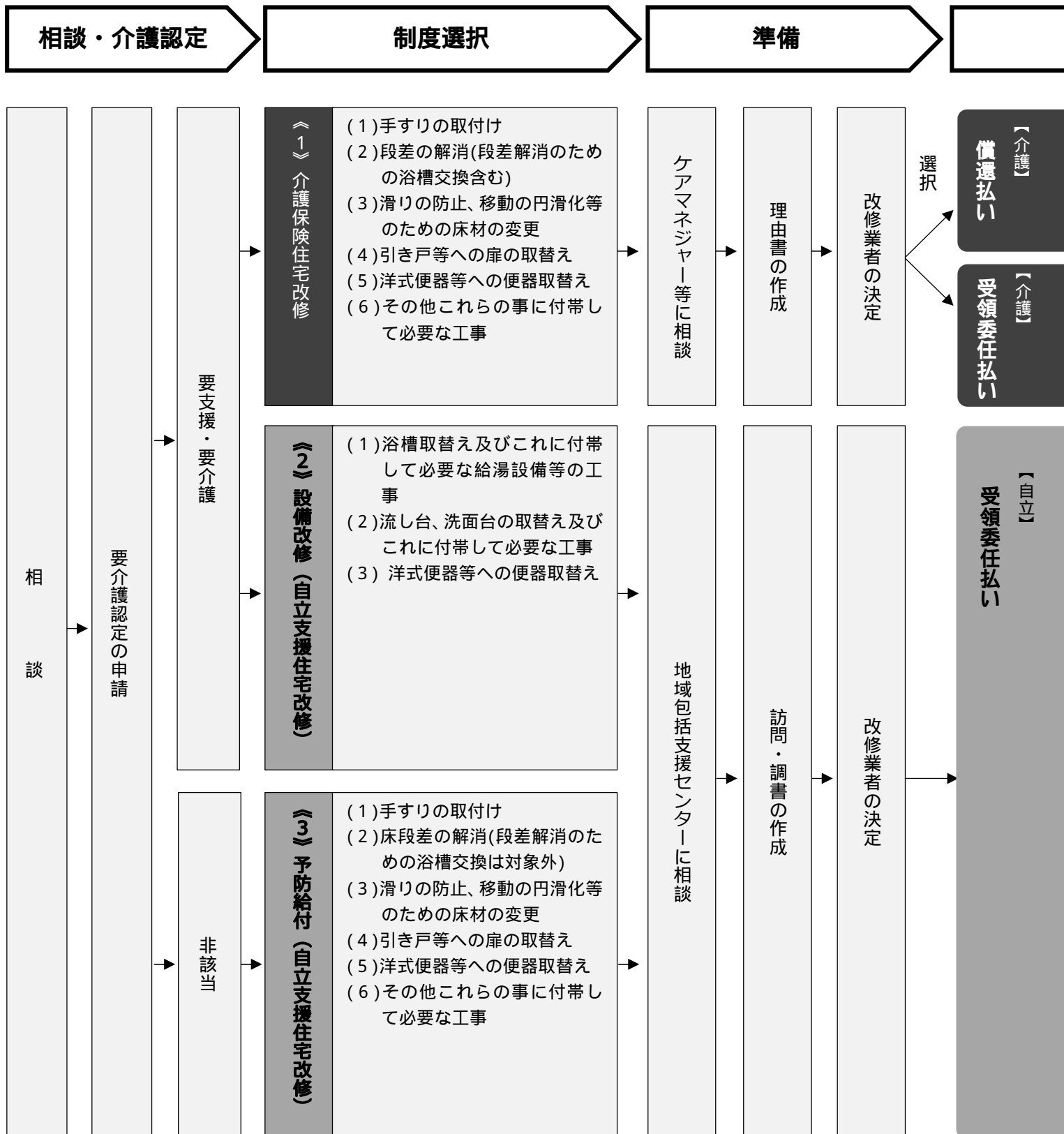
		対象者	給付対象工事	助成対象工事額の上限
介護保険住宅改修		要介護認定の結果が、 <u>要支援</u> または <u>要介護</u> の方 詳細は P 7	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (段差解消のための浴槽交換含む) (3) 滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器取替え (6) その他これらの事に付帯して必要な工事	(1) から (6) までを合わせて 2 0 0 , 0 0 0 円
高齢者自立支援住宅改修	予防給付	次の全てを満たす方 ・ 年齢が 6 5 歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方 ・ <u>要介護認定の結果が非該当</u> の方 詳細は P 2 7	(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (段差解消のための浴槽交換は対象外) (3) 滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器取替え (6) その他これらの事に付帯して必要な工事	(1) から (6) までを合わせて 2 0 0 , 0 0 0 円
	設備改修給付	次の全てを満たす方 ・ 年齢が 6 5 歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方 ・ 要介護認定の結果が出ている方 (<u>要支援</u> または <u>要介護</u>) 詳細は P 2 7	(1) 浴槽取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 (2) 流し台、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事 (3) 洋式便器等への便器取替え	(1) 3 7 9 , 0 0 0 円 (2) 1 5 6 , 0 0 0 円 (3) 1 0 6 , 0 0 0 円

助成額	市への手続き	申請窓口	理由書または 調書の作成者	支給方法
助成対象工事額の 9割～7割	・事前申請（工事前） ・完了申請（工事後）	府中市役所	ケアマネジャーと契約している場合はケアマネジャー。 契約していない場合は地域包括支援センター職員等。	償還払い または 受領委任払い
助成対象工事額の 9割～7割	・事前申請（工事前） ・完了申請（工事後）	地域包括支援センター	地域包括支援センター職員	受領委任払い
助成対象工事額の 9割～7割	・事前申請（工事前） ・完了申請（工事後）	地域包括支援センター	地域包括支援センター職員	受領委任払い

3

住宅改修費の支給申請の流れ

住宅改修費の支給を受けるには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。



《1》と《2》は併用することができますが、同一の工事種目については介護保険住宅改修制度が優先されます。工事費用額（申請額）の合計が介護保険住宅改修支給残額を超過する場合に、設備改修給付と併用で申請してください。

事前申請をせずに工事を着工した場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

事前申請

工事

完了申請

支給

市へ事前申請書類
を提出
詳細は P 1 6

利用者→改修業者
1 0 割支払う

市へ完了申請書類
を提出
詳細は P 1 9

市→利用者
9 割～7 割
支給

市へ事前申請書類
を提出
詳細は P 1 6

利用者→改修業者
1 割～3 割
支払う

市へ完了申請書類
を提出
詳細は P 1 9

市→改修業者
9 割～7 割
支給

市へ事前申請書類を提出
詳細は P 3 3

市職員による訪問調査

市の事前審査・審査結果の通知

着工完了

工事前後の写真撮影（日付入り）

利用者→改修業者
1 割～3 割
支払う

市へ完了申請書類
を提出
詳細は P 3 4

市→改修業者
9 割～7 割
支給

4 介護保険住宅改修

(1) 制度の趣旨等

介護保険制度における「住宅改修費の支給」とは、要介護(支援)の認定を受けている方が、可能な限り在宅で自立した生活を続けられるように、手すりの取り付けなど保険給付の対象となる住宅改修を行った場合に、費用の一定割合を支給するものです。

保険給付の対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないように、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡なども考慮し、手すりの取り付け、段差の解消など比較的小規模なものとしております(リフォームや大規模改修の費用を助成する制度ではありません)。支給限度額(利用限度額)は、要介護状態区分に関わらず、20万円です。

住宅改修にあたっては、被保険者の心身の状況や日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算などを総合的に勘案することが必要です。ご本人・ご家族・介護者にとって効果的かつ適正な改修が行われるよう、改修計画を立てましょう。

(2) 対象要件

介護保険住宅改修費の給付を受けるには、次の要件全てを満たしていることが必要です。

● 要支援または要介護と認定されていること

- ・ 介護保険住宅改修費は要支援または要介護と認定されている方が対象となります。
- ・ 償還払いに限り、要支援・要介護認定の新規申請中で結果が出ていない方でも介護保険住宅改修の事前申請(工事前申請)をすることができます。ただし、認定の結果が非該当となった場合は支給できません。また、非該当となった場合、着工後に自立支援住宅改修の予防給付に変更することはできません。

● 本人が在宅であること(入院・入所・外泊は対象外)

- ・ 本人が入院・入所中である場合の住宅改修は、原則認められません。
- ・ ただし、退院・退所の見込みがあり、退院・退所後の生活のためにあらかじめ改修をしておく必要がある場合は事前申請(工事前申請)をすることができます。完了申請(工事後申請)は退院・退所後に行いますので、退院・退所しないこととなった場合は支給できませんのでご注意ください。なお、完了申請の期限は代金完済後2年です。

● 介護保険被保険者証記載の住所地で、現に居住する住宅についての改修であること

- ・ 一時的に居住している住宅や転居予定で転居等の手続きをする前の住宅は対象外です。また、グループホーム、高齢者向け住宅は本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、原則対象外です。

● ケアマネジャー等に必要と認められた改修であること

- ・ 本人の心身の状況、住宅の状況等を勘案してケアマネジャー等が改修の必要性を判断した改修が対象となります。
- ・ 改修の必要性をケアマネジャー等が住宅改修理由書に記載し、事前申請時に提出する必要があります。

（３）介護保険住宅改修費が支給できない場合

- 被保険者が工事完了前に死亡した場合
- 被保険者が工事完了後に病院・施設を退院・退所しないまま死亡した場合、または代金完済から２年が経過した場合
- 要支援・要介護認定が非該当となった場合
- 工事前に事前申請をせずに工事を着工した場合
- 事前申請後、市へ連絡しないまま工事内容を変更し、着工した場合
- 代金完済から２年以内に完了申請をしなかった場合
- 共同住宅の共有部分における改修工事

(4) 対象工事内容

保険給付の対象となる工事は、次の ～ （○×対象工事例を参照）の内容で、個人の資産形成につながらない比較的小規模の改修です。新築や増築（新たに居室を設ける等の場合）は対象外です。また、老朽化や故障等の理由による改修は認められません。

手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、取付けに際し工事を伴わない手すり（福祉用具レンタル対象品目）は除かれます。

○ 保険給付の対象工事例	× 対象外工事例
○ 居室内の手すり（廊下、便所、浴室、玄関等）	× 集合住宅等の共用部分の手すり〔ただし、貸主の承諾があり、本来本人の居室内にあるもの（トイレ等）であれば対象となることもありうる〕
○ 玄関から道路までの通路上への手すり	× 敷地外の手すり
○ 下駄箱等の固定された家具への手すり取付け	× 福祉用具レンタルの手すり
○ 手すりの移設（廊下→玄関等、身体状況の変化等に対応するためのもの）	× 既存手すりが老朽化や故障したことによる付け替え
○ 既存手すりの撤去費（移設の場合のみ）	× 美観に係る工事
○ 手すりの取付けのための壁の下地補強	

段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものです。ただし、取付けに際し工事を伴わないスロープ（福祉用具レンタル対象品目）、浴室内すのこ（福祉用具購入対象品目）を置くことによる床段差の解消工事および昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事等は除かれます。

○ 保険給付の対象工事例	× 対象外工事例
○ 敷居を撤去または低くする工事	× スロープ・踏み台・浴室すのこを固定せずに置くだけの工事
○ スロープ・踏み台を固定設置する工事	× 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事（浴室すのこの固定設置を含む）	× 腰かけ台の設置
○ 敷石をコンクリートスロープにする工事	× 床材の老朽化を理由とする段差解消工事
○ 階段の勾配を緩やかにする工事	× 転落防止柵の単独設置
○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事	× 美観に係る工事
○ 傾斜の解消	
○ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事	
○ スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置	

滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものです。

○ 保険給付の対象工事例	× 対象外工事例
○ 畳から板製床材・ビニル系床材へ変更	× 老朽化による床材の張り替え
○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更	× 滑り止めマットを洗い場に置くだけ
○ 玄関から道路までの通路を滑りにくい舗装材に変更	× 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものへの変更
○ 階段の滑り止め（固定されているもの）	× 美観に係る工事
○ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備	

引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、引き戸等への扉の取替にあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

○ 保険給付の対象工事例	× 対象外工事例
○ 開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○ ドアノブの変更 ○ 戸車の設置 ○ 吊元の変更 ○ 扉の撤去 ○ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事	× 自動ドアに取り替えた場合の、動力部分の設置 × 引き戸等の新設(ただし、扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は可) × 老朽化・故障による扉の取替え × 間口の拡大を目的とする扉交換(ただし、身体上の理由により扉の使用に支障がある場合は可) × 生活の導線上にない雨戸の取替え × 美観に係る工事

洋式便器等への便器取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合や、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定されます。ただし、腰掛便座(福祉用具購入対象品目)の設置は除かれます。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象となりません。

○ 保険給付の対象工事例	× 対象外工事例
○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 洋式便器の位置や向きの変更 ○ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。) ○ 便器の取替えに伴う床材の変更	× 洋式便器から洋式便器への取替え(便器の位置や向きが変わらない場合) × 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置する工事 × 福祉用具購入対象品目である腰掛便座の設置 × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器への取替え × 美観に係る工事

（再掲）その他これらの事に付帯して必要な工事

付帯工事とは、住環境における課題を解決することに直接的に寄与する工事に関連し、その工事を行うために必要不可欠な工事のこととなります。

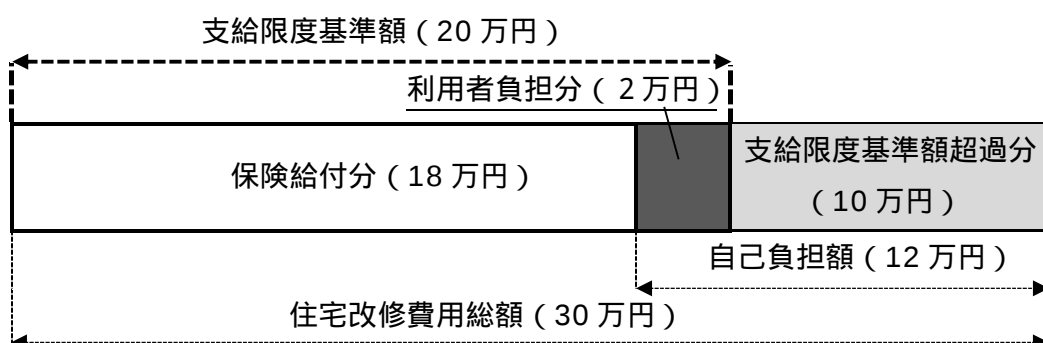
「付帯工事の例」

- 手すりの取付け
 - ・ 手すりの取付けのための壁の下地補強
- 段差の解消
 - ・ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
 - ・ スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- 床又は通路面の材料の変更
 - ・ 床材の変更のために下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- 扉の取替え
 - ・ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- 便器の取替え
 - ・ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）
 - ・ 便器の取替えに伴う床材の変更

（５）支給限度基準額

被保険者１人に対する住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護状態区分に関わらず **20 万円** です。消費税を含む 20 万円までの費用について、申請者（被保険者）の負担割合（１割・２割・３割）に応じて、９割または８割または７割分を住宅改修費として保険給付します。なお、支給限度基準額（20 万円）の範囲内であれば、何回かに分けて利用（支給申請）することも可能です。また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20 万円を超えた部分は全額自己負担になります。

〔30 万円の住宅改修を行った場合（申請者の負担割合が１割の場合）〕



（６）支給限度基準額の例外

前述のとおり、住宅改修費の支給限度額（利用限度額）は 20 万円ですので、20 万円までの住宅改修を行った場合には、一定の期間が経過してもさらに介護保険での住宅改修を行うことはできませんが、下記のとおり、要介護状態が著しく重くなった場合や、転居した場合は、「支給限度額の例外」として、過去の利用額をリセットして、改めて 20 万円までの住宅改修を行うことができます。

転居した場合の例外（転居リセット）

支給限度額（利用限度額）の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について、改めて 20 万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。なお、転居していても、住民登録が異動されていない場合は転居とみなしません。また、同住所地で行った建て替えについても、住民登録の異動を伴わないため、リセットにはなりません。

要介護状態が著しく重くなった場合の例外（３段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日における要介護状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合、再度 20 万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。なお、こ

のリセットは、１回限りの適用となります。

< ３段階リセット表 >

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分 (３段階リセットが適用される区分)
要支援 １ (第 １ 段階)	要介護 ３ (第 ４ 段階)、要介護 ４ (第 ５ 段階)、 要介護 ５ (第 ６ 段階)
要支援 ２ および 要介護 １ (第 ２ 段階)	要介護 ４ (第 ５ 段階)、要介護 ５ (第 ６ 段階)
要介護 ２ (第 ３ 段階)	要介護 ５ (第 ６ 段階)

() 内は「介護の必要の程度」の段階

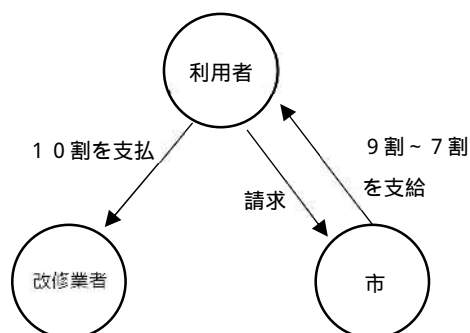
要支援 ２ と 要介護 １ の「介護の必要の程度」の段階は、同じ「第 ２ 段階」になりますので、ご注意ください

(7) 支給方法

介護保険住宅改修費の支給方法は、次の2通りの方法から選ぶことができます。

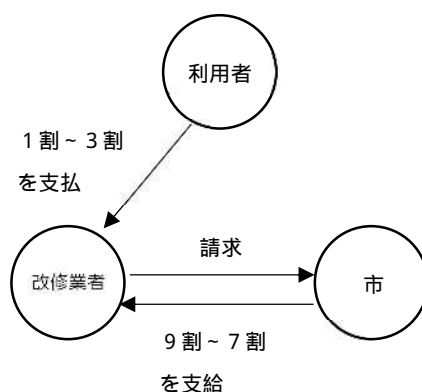
償還払い

改修費用の全額を一旦改修業者に支払い、その後市に申請を行うことにより、保険給付分（所得により9割・8割・7割）の支給を受ける方法です。住宅改修費の支給については、この償還払いの方法が原則となります。



受領委任払い

改修費用のうちの自己負担分（所得により1割・2割・3割）のみを改修業者に支払い、保険給付分（所得により9割・8割・7割）については、市が直接改修業者に支給する方法です。なお、介護保険料の滞納により給付制限を受けている方や、改修予定業者が受領委任払い契約事業者として市と契約していない場合は「受領委任払い」は利用出来ませんので、「償還払い」の方法で住宅改修を行うことになります。



(8) 申請に必要な書類 (事前申請・事後申請)

各書類等の書き方については、別冊「申請関係書類の書き方の手引き」をご覧ください。

【工事前】事前申請書類		
	住宅改修費支給申請書	支給方法（償還払いまたは受領委任払い）によって書式が異なります。
	住宅改修が必要な理由書	- ケアプランを作成している場合は、原則担当のケアマネジャーが利用者の状況を確認し、作成してください。 - ケアプランを作成していない場合は、介護支援専門相談員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員または住環境コーディネーター 2 級以上の方等が作成してください。
	見積書	- 見積書の宛名には被保険者氏名を記入してください。 - 内訳に材料費、施工費、諸経費等を明記してください。（工事一式等の表記ではなく、なるべく細かく金額を出していただくようお願いいたします。）
	図面	改修箇所ごとの改修前・改修後の予定の状態を図（平面図と立面図）で示してください。被保険者本人の生活全般に係る動線を確認させていただくために、改修箇所が含まれるフロア全図の作成をお願いします。（階段手すりの場合は上下階ともに必要）。
	写真 （工事前の日付入り）	- 改修箇所ごとの改修前の写真を撮影してください。 - 写真の中に日付を入れてください（日付入りの撮影ができない場合は、黒板等に撮影日の日付を記入して改修箇所と一緒に撮影する方法でも構いません）。
	住宅改修の承諾書	- 改修を行う住宅を、本人以外が所有する場合のみ必要です。 - 償還払い用の申請書には表面に、受領委任払い用の申請書には裏面に記載する欄があります。

〔書類作成上の留意事項〕

住宅改修費支給申請書〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」2・3P参照〕

- ・保険給付費の支給方法（償還払い・受領委任払い）により支給申請書の様式が異なります。
- ・記載例にしたがって、必要事項を記入してください〔原則として申請者（被保険者）本人または家族が記入してください〕。なお、書き損じが生じた場合は、該当箇所に二重線を引き、訂正してください。
- ・「改修費用」欄は、保険給付対象外の工事費用もある場合は、それも含めた金額（カッコ内に介護保険対象金額）を記入してください。

住宅改修が必要な理由書〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」4・5P参照〕

住宅改修が必要な理由書は、利用者の心身の状況及び生活の目標、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な工事種別とその選定理由等を記入するものです。

作成に当たっては、次の点に十分留意してください。

【状況把握】

- ・利用者の身体状況や介護状況を十分に確認すること
- ・福祉用具の利用状況と一体的に検討すること

【目的の明確化】

- ・住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいかを確認すること
- ・生活の質を高めるような生活目標を設定すること

【改修内容の選択】

- ・目標を達成するために必要な改修内容を選択すること
- ・本人や家族の意向を踏まえた選択となるように配慮すること

【理由書の記載】

- ・改善しようとする生活動作を明確にし、具体的に何に困っているのかを記述すること
- ・具体的にどのような住宅改修が必要なのかを記述すること

【その他】

- ・担当のケアマネジャー以外の方が理由書を作成する場合は、ケアマネジャーと理由書作成者の間で十分な連絡調整を行ってください。なお、担当のケアマネジャー以外が理由書を作成した場合は、1件につき2,000円の補助金があります。
- ・ケアマネジャー以外の方で理由書が作成できる方は、次の資格を持った方になります。
（作業療法士／福祉住環境コーディネーター検定2級以上の方）
福祉住環境コーディネーターの資格をお持ちの方が理由書を作成した場合、資格証の写しを申請時に提出してください（原則として初回のみ提出。その後は市から求めがあった場合のみ提出してください）。
- ・次のような理由により、担当のケアマネジャーがいない場合は、原則としてお住まいの地域の地域包括支援センターに理由書の作成を依頼してください。
（住宅改修や福祉用具購入、居宅療養管理指導以外に介護保険のサービスを利用していない場合／要介護・要支援認定の新規申請中の方や転入を予定されている方で、緊急やむを得ない理由により事前申請を行う場合など）
- ・記載例にしたがって、改修が必要な箇所ごとに具体的に困難な状況、改修目的などを記載してください。

見積書（内訳書）〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」6 P 参照〕

- ・見積書（内訳書）は、宛名を申請者（被保険者）本人とし、施工業者名および住所、担当者名、連絡先を明記した上で、押印してください。
- ・工事費の内訳については、改修場所・改修部分ごとなどで付番区分し、材料費、施工費、諸経費等に分けて記載してください。また、材料費は、メーカー名・商品名・品番・サイズ・数量・単価等、できる限り詳細に記載してください。
- ・諸経費に設計および積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給対象になりません。
- ・保険給付対象外の工事を含めて実施する場合は、見積書を別々に作成する必要はありませんが、介護保険の対象部分とそれ以外の部分を区別するとともに、施工費や諸経費等については、按分してください。

図面（平面図・立面図等）〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」7 P 参照〕

- ・図面には、宛名〔●●（申請者本人）様宅〕及び施工業者名を記載してください。
- ・原則として平面図と立面図を添付してください。なお、手すりの取り付けなどについては、添付していただく改修前の写真の中に、設置する位置の高さや手すりの幅等が記入されていれば、立面図を省略できます。
- ・平面図については、改修予定箇所が明示され、申請者（被保険者）本人の日常生活上の動線が分かる図面を作成してください。なお、動線が分かるように、「寝室」「居間」など部屋の用途や部屋の出入口、屋外の場合は「洗濯物干し」や「駐車場」などの場所をできる限り記入してください。また、既に設置してある手すり等がある場合、当該手すり等も図面に記載してください。
- ・改修予定箇所が日常生活動線以外の場所の場合、保険給付の対象とならないことがあります。
- ・階段に手すりを設置する場合は、本人の動線確認のため1階と2階全体の平面図を添付してください。
- ・スロープ設置の場合は平面図・立面図等に高低差、水平距離、幅員等の寸法を記載してください。
- ・図面、写真、工事費見積書（内訳書）には改修箇所ごとに「 」、 「 」など対応した番号を振り、照合できるようにしてください。

写真〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」8 P 参照〕

- ・写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、黒板等を利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。
- ・改修予定箇所すべての写真を提出してください。また、部分的に撮影するのではなく、できるだけ全体の様子が分かるように広角で撮影してください。なお、改修予定箇所の全景が入

りきらない場合は、分割して撮影していただいても結構です。

- ・事後申請の際に提出する改修後の写真と同じアングルになるように撮影し、改修前後の確認が分かりやすいようにしてください。
- ・写真の中に、手すりの取り付け位置を線で書き込むなど、施工後のイメージが分かるようにしてください。また、立面図を添付しない場合は、設置位置の床からの高さや手すりの幅等も写真の中に書き込んでください。
- ・既に設置してある手すり等がある場合、当該手すり等も撮影してください。
- ・段差解消工事を行う場合は、該当箇所にスケールを当てて撮影してください。
- ・提出する写真（データ）は、A4の大きさの台紙に貼り付けるなどしてください〔写真の大きさは、サービス版（L版）89 mm×127 mmを推奨〕。また、宛名〔●●（申請者本人）様宅〕及び施工業者名を記載してください。

住宅改修の承諾書〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」9 P参照〕

- ・改修する住宅が持ち家で、住宅の所有者が申請者（被保険者）本人以外の場合は、「住宅改修の承諾書」を提出してください（配偶者や子の場合も必要）。
- ・改修する住宅が賃貸住宅（公営住宅）の場合も、「住宅改修の承諾書」を提出してください（貸主任意の書式でも可）。
- ・改修する住宅が共有名義の場合、すべての共有者の承諾書が必要になります。

【工事後】事後申請書類		
	工事完了写真 （工事後の日付入り）	● 改修箇所ごとの改修後の写真を撮影してください。 ● 写真の中に日付を入れてください。
	領収書	● 領収書の宛名には被保険者氏名を記入してください。 ● 但し書きには住宅改修費であることが分かるように記載してください。 ● 金額については、受領委任払いの場合は自己負担額を、償還払いの場合は工事費の総額を記載してください。
	請求書兼口座振替 依頼書	● 用紙は事前申請の審査終了後の通知書に同封します。 ● 償還払いの場合は債主欄に利用者本人の氏名等を記名・押印してください。（事前申請書類と同一の印鑑） ● 受領委任払いの場合は債主欄に施工業者の代表者名等を記名・押印してください。（事前申請書類と同一の印鑑）
	その他市から提出 を求められた書類	● 工事内容等により、追加で書類の提出を求める場合があります

〔書類作成上の留意事項〕

工事完了写真〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」10P参照〕

- ・改修前と同様に、写真にはカメラの日付機能等により、必ず撮影日の日付を入れてください。日付機能等がない場合は、黒板等などを利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。
- ・改修前の写真と同じアングルで撮影していただきますが、工事費見積書（内訳書）との照合を行うため、改修前の写真と同じアングルでは詳細が確認できない場合には、別途、照合が行えるようにアップなどの写真も撮影してください。
- ・踏み台の設置工事等で、改修後の写真で固定方法が確認できない場合は、固定していることが確認できる施工途中の写真等も撮影してください。
- ・段差解消工事を行った場合は、該当箇所にスケールを当てて撮影してください。
- ・全体が写っていない場合や写真が不明瞭な場合には、撮り直しをお願いする場合があります。

領収書〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」11P参照〕

- ・申請者（被保険者）本人が宛名となっている領収証の原本を提出してください。
- ・但し書きには、住宅改修費であることが分かるように記載してください。
- ・領収証の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方を提出してください。確認後に原本を返却します。
- ・受領委任払いの場合、領収日（支払日）時点の負担割合によって本人負担分を領収してください（被保険者証と負担割合証の両方を確認してください）。なお、本人負担分に1円未満の端数が出た場合は端数を切り上げた金額を領収してください。

〔本人負担分の計算例〕

137,692 円(保険給付対象費用)×0.1(1割負担の場合) = 13,769.2 → 13,770 円(領収額)

- ・事前申請時に提出した工事費見積書（内訳書）の金額に、保険給付対象外や支給限度額を超えた分の改修費用が含まれている場合の領収証の金額については、償還払いの場合は全額（見積書の金額と同額）、受領委任払いの場合は保険給付対象の負担分と全額自己負担分を区別（領収証を分ける）してください。

請求書兼支払金口座振替依頼書〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」12P参照〕

- ・記載例に従い、債主・口座欄等を記入・押印してください。

(9) 介護保険住宅改修の申請の流れ

	利用者	ケアマネジャー・ 地域包括支援センター等	施工業者
① 本人から ケアマネジャー へ相談	ケアプランを作成している 方は担当のケアマネジャー (介護支援専門員)に相談し てください。 ケアプランを作成していな い方は担当の地域包括支援 センターに相談してくださ い。	利用者から相談があっ たら、アセスメントを行 い、工事の必要性・工事 内容等を検討してくだ さい。	
② 理由書 の作成		工事が必要で、介護保険 住宅改修の対象である と判断したら、住宅改修 理由書を作成してくだ さい。	
③ 改修業者 の選定	理由書を基に改修業者を選 定します。必要に応じて複数 の改修業者に見積もりを依 頼してください。	理由書を基に改修業者 の選定について助言をし てください。必要に応じ て、相見積もりの説明を してください。	理由書を基に見積書等の作 成を行ってください。
④ 改修内容 の決定	改修業者が決定したら、利用者・ケアマネジャー等・改修業者で打ち合わせを行い、改修内容を確定します。		
⑤ 事前申請 (工事前)	市に事前申請書類(詳細はP16)を提出します。 必ず改修前の写真(日付入り)を添付してください。(撮影は改修業者等に依頼し てもかまいません。)		
⑥ 事前審査・ 審査終了 の通知	市が申請の内容を審査し、そ の結果を郵送にて通知しま す。 【本人への送付書類】 ・償還払い ・確認通知書 ・請求書兼口座振替依頼書 ・通知書の見方について ・受領委任払い ・確認通知書 ・通知書の見方について		償還払い・受領委任払いとも に施工業者への通知および 連絡は行いません。利用者へ 結果をご確認ください。

	利用者	ケアマネジャー 地域包括支援センター等	施工業者
7 着工	必ず改修後の写真を日付入りで撮影してください。 (撮影は改修業者等に依頼してもかまいません。)		改修内容が事前申請時と変更になる場合は市へご連絡ください。 写真撮影依頼があった場合は、改修箇所を日付入りで撮影してください。
8 支払	改修業者へ支払を行います。 ●償還払い 全額(10割) ●受領委任払い 全額から「給付額」を引いた額(1割～3割+限度額超過分)		利用者から支払を受けます。 ●償還払い 全額(10割) ●受領委任払い 全額から「給付額」を引いた額(1割～3割+限度額超過分)
	受領委任払いの場合の注意点 支払日の時点で必ず負担割合証をご確認ください。負担割合が事前申請時点のものから変更されている場合は、確認通知書に記載された「給付予定額」と実際の「給付額」が変更されますので、利用者から改修業者への支払金額も変わります。 <参考> 「給付予定額」 事前申請審査日時点での介護保険負担割合に基づき、金額を決定します。(事前審査後の確認通知書に記載) 「給付額」 領収書記載日時点での介護保険負担割合に基づき、金額を決定します。(完了審査後の支給決定通知書に記載)		
9 完了申請 (工事後)	市に完了申請書類(詳細はP19)を提出し、事後申請をします。 完了申請が可能な期間は、代金完済日から2年以内です。		
10 完了審査	市は提出された書類をもとに工事が適切に行われたかを判断し、支給の決定をします。		
11 住宅改修費 の支給	【償還払いの場合】 市から利用者へ給付額(9割～7割)の支給を行います。支給決定通知書を利用者宛に送付します。		【受領委任払いの場合】 市から改修業者へ給付額(9割～7割)の支給を行います。支給決定通知書を利用者及び改修業者宛に送付します。

(1 0) 申請にあたっての留意事項

対象となる種類の改修であっても保険給付を受けられない場合

9 P の「保険給付の対象となる住宅改修の種類」に該当する改修であっても、下記のような場合には、保険給付の対象となりませんのでご注意ください。

新築や増築の際の住宅改修

手すりの取り付けなど、保険給付の対象工事としている住宅改修であっても、住宅を新築する際に行った場合は、保険給付費は支給できません。また、増築を行う際の住宅改修については、新たに居室を設ける場合等は支給対象になりませんが、廊下の拡張に合わせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取り付け」「洋式便器等への便器の取り替え」にかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

一時的に身を寄せている住宅の改修

介護保険の住宅改修は、被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が対象となりますので、実際に生活の本拠にしている場所であっても、住民登録がない住宅の改修については支給対象になりません。よって、お子さんの自宅など、一時的に身を寄せている住宅において改修を行う場合は、全額自己負担になります。

「老朽化」等を理由とした住宅改修

保険給付の対象となる住宅改修であっても、改修の理由が「老朽化」や「器具の故障」等である場合には、保険給付費は支給できません。よって、手すりを取り付ける場合に、既存の手すりが設置されていて、それが古くなったからという理由で交換をする場合などは対象となりません。

グループホーム・高齢者向け住宅の改修

グループホームやサービス付き高齢者住宅などは、本来高齢者等の利用に適したものとなっているはずであるため、原則対象外です。

(1 1) 申請の際に注意を要する事例

入院・入所中に申請する場合

事前申請時に入院・入所中であっても、退院・退所の見込みがある場合は申請を行うことができますが、承認した改修工事を実施した後に、結果的に退院・退所できずに、改修した箇所を利用できなかった場合には、保険給付費は支給できません。また、退院・退所ではなく一時帰宅のための住宅改修は、支給対象外となります。なお、事後申請は退院・退所したあとに行ってください。

要介護・要支援の認定申請中に申請する場合

要介護・要支援認定の申請中に住宅改修費の支給申請を行う場合は、申請の区分（新規・更新・区分変更）により、下記の内容にご留意ください。

（新規申請の場合）

住宅改修費の支給申請を行うためには、原則として要介護・要支援認定を受けていることが必要となります。ただし、緊急を要する場合は、要介護・要支援認定の新規申請を行った上で、住宅改修の事前申請（償還払いのみ）を行うことは可能ですが、認定結果が出る前に改修工事を実施し、その後「非該当」の結果が出た場合には、保険給付費は支給できません。なお、事後申請については、認定結果が出たあとに行ってください。

（更新申請の場合）

要介護・要支援認定の更新申請中に、住宅改修の事前申請を行った場合、承認後、認定の有効期間が残っている間に改修工事を実施した（代金の領収が済んでいる）場合は、新しい認定結果が出る前でも事後申請ができます。一方、有効期間が終了した後に改修工事を実施した場合は、認定結果が出たあとに事後申請を行ってください。なお、この場合認定結果が「非該当」であった場合には、保険給付費は支給できません。

（区分変更申請の場合）

要介護・要支援認定の区分変更申請中に、住宅改修の事前申請を行い、承認後、認定結果が出る前に改修工事を実施した場合で、その後「非該当」の結果が出た場合には、保険給付費は支給できません。なお、事後申請については、認定結果が出た後に行ってください。

転入・市内転居を予定している場合

市外からの転入や市内での転居を予定している状況で、緊急を要する場合は、転入・転居を予定している住所地で仮の事前申請を行うことができますが、承認した改修工事を実施した後

に、結果的に転入・転居しなかった場合には保険給付費は支給できません。なお、事後申請は、住民登録を異動し、新しい住所地が記載された被保険者証の交付を受けてから行ってください。

一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

一つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように調整の上支給申請を行ってください。よって、例えば被保険者が2人いる場合で、共用の居室の床材変更を行う場合は、いずれか一方の方のみが支給申請を行ってください。

保険給付対象外の工事を併せて実施する場合

保険給付の対象となる住宅改修と併せて、給付対象外の工事を行う場合は、対象部分の抽出・按分等、適切な方法により対象となる使用部材や工事費用が算出できる場合に支給対象になります（事前にご相談ください）

生活保護受給者の場合

生活保護受給者が住宅改修の支給申請を行う場合は、申請前に担当のケアマネジャーやケースワーカーと十分協議の上、手続き等を進めてください。

また、事前申請の承認及び工事完了後の事後申請についても、担当のケースワーカーに連絡してください。

複数の改修業者からの見積書の徴取

介護保険の住宅改修については、はじめに担当のケアマネジャー等に相談した上で、「住宅改修に必要な理由書」をケアマネジャー等に作成していただき、その理由書に基づいて、改修業者に見積もりを依頼していただくことになります。

住宅改修については、他の介護保険サービスのように報酬単価が設定されていないため、同じような改修を実施した場合でも、価格や施工水準等にバラツキが生じている状況があります。

このため、改修を計画される場合には、できる限り複数の業者から見積もりをとって、内容や価格等について、比較・検討するようにしてください。

（１２）事前申請承認後の変更等への対応

改修工事の内容が変更になる場合

事前申請承認後の工事内容の変更は原則として認められません。しかし、やむを得ない理由で工事内容を変更する場合は、再申請や書類の修正・差替え等の手続きを行ってください。なお、対応方法について判断に迷う場合は、必ず介護保険課へご確認ください。必要な変更手続きをしないまま、工事を着工した場合には、保険給付できませんのでご注意ください（手すり等を仮付けした場合も工事着工とみなしますので、十分にご注意ください）。

申請を取り下げる場合

事前申請承認後、申請者（被保険者）が入院・入所するなど、何らかの事情により一旦工事をすべて中止する場合には、「介護保険住宅改修費支給申請変更（取下げ）届」〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」１３Ｐ参照〕を介護保険課へ提出してください。また、担当のケアマネジャーにも工事を中止する理由等をご連絡ください。

改修箇所を利用できなかった場合

改修工事を実施した後に、工事完了前にお亡くなりになった又は退院・退所できなくなり、改修した箇所を利用しなかった場合等は、保険給付費が支給できませんので、あらかじめご了承ください。なお、この場合についても、「介護保険住宅改修費支給申請変更（取下げ）届」〔別冊「申請関係書類の書き方の手引き」１３Ｐ参照〕を介護保険課へ提出してください。

（１）制度の趣旨

高齢者が、ご自宅で安心して暮らし、自立した日常生活を営めるようにすることを支援することを目的に、住宅の改修に必要な費用の一部を給付する制度です。また、**本制度は介護保険制度の補完制度であり、介護保険住宅改修制度の効果をより一層高めるもの**としています。

（２）対象要件

自立支援住宅改修給付費の給付を受けるには、次の対象要件全てを満たしていることが必要です。

- 65歳以上の府中市民であること
- 予防給付においては、介護保険の要介護状態区分が、非該当の判定（結果が出てから1年以内に限る）、設備給付においては要介護または要支援のいずれかの判定を受けていること
- 日常生活の動作に困難があり、次のアからエの観点から住宅の改修が必要と認められる方
 - ア 転倒予防
 - イ 動作の容易性の確保
 - ウ 行動範囲の拡大
 - エ 介護の軽減

改修の必要性について、地域包括支援センター職員が判断し、住宅改修に必要な理由書を作成します。また、設備給付の浴槽交換においては、課題解決シートの作成も必要となります。

本制度において「動作の容易性」とは、課題を抱える者が自身で動作する際に、住宅改修を必要とする理由に係る動作において、その容易性及び安全性が同時に向上することと定義しています。

● 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は対象外）

- ・ 本人が入院・入所中である場合の住宅改修は、原則認められません。
- ・ ただし、退院・退所の見込みがあり、退院・退所後の生活のためにあらかじめ改修しておく必要がある場合は事前申請（工事前申請）をすることができます。完了申請（工事後申請）は退院・退所後に行いますので、退院・退所しないこととなった場合は支給できませんのでご注意ください。なお、完了申請の期限は事前申請をした年度の年度末です。

● 住民登録のされた住所地で、現に居住する住宅についての改修であること

- ・ 一時的に居住している住宅や転居予定で転居等の手続きをする前の住宅は対象外です。また、グループホーム、高齢者向け住宅は本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、原則対象外です。

●過去に同一世帯、同一住宅で同じ種類の自立支援住宅改修給付を受けていないこと

- ・各種類（給付基準額ごとに管理）の自立支援住宅改修の給付を受けられるのは同一世帯、同一住宅で1回までです。各種類の中では、1回目の給付で給付基準額に達していない場合でも、2回目の給付を受けることができません。ただし、1回改修を行ったことのある種類と異なる各種類の場合は、自立支援住宅改修の給付を受けることができます。

2回目の対象の例

1回目の住宅改修が手すりで、2回目の住宅改修が浴槽交換の場合は、1回目と種類が異なるので給付を受けることができます。

2回目の対象にならない例

1回目の住宅改修として10万円の手すり取付け工事を行い、9万円の給付を受け、後日、2回目の住宅改修として10万円の床段差解消工事を行った場合は、1回目と種類が同じため、2回目の改修は給付の対象となりません。

（３）自立支援住宅改修費が支給できない場合

- 対象者が工事完了前に死亡した場合
- 対象者が工事完了後に病院・施設を退院・退所しないまま死亡した場合、または完了申請期限（事前申請日の属する年度末）が過ぎた場合
- 工事前に事前申請をせずに工事を着工した場合
- 事前申請後、市へ連絡しないまま工事内容を変更し、着工した場合
- 事前申請日の属する年度内に工事が完了しなかった、または完了申請を行わなかった場合
- 流し台及び洗面台を除く、住宅設備改修給付並びに介護保険住宅改修を併用申請する際、両申請の合算額が介護保険住宅改修残額に満たない場合（R4.8.1より適用開始）
- 流し台及び洗面台を除く設備給付において、介護保険住宅改修給付が限度額に達していない場合（R4.8.1より適用開始）

(4) 対象工事内容

保険給付の対象となる工事は次の内容で、個人の資産形成につながらない比較的小規模の改修です。新築や増築（新たに居室を設ける等の場合）は対象外です。また、老朽化や故障等の理由による改修は認められません。

種類	介護認定	対象工事範囲	給付基準額 (給付対象工事額 の上限)	給付限度額 (給付額の上限)
住宅 改修 予防 給付	非該当	介護保険と同内容 (1)手すりの取付け (2)段差の解消(段差解消のための 浴槽交換は対象外) (3)滑りの防止、移動の円滑化等の ための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器取替え (6)その他これらの事に付帯して 必要な工事	200,000円	180,000円 ～ 140,000円
住宅 設備 改修 給付	要支援・ 要介護	(1)浴槽取替え及びこれに付帯して 必要な給湯設備等の工事	379,000円	341,100円 ～ 265,300円
	要支援・ 要介護	(2)流し台、洗面台の取替え及びこ れに付帯して必要な工事 ただし、車いす生活の方に対 応するものに限ります。	156,000円	140,400円 ～ 109,200円
	要支援・ 要介護	(3) 洋式便器等への便器取替え及 びこれに付帯して必要な工事	106,000円	95,400円 ～ 74,200円

住宅設備改修給付(1)、(3)の項目については、介護保険住宅改修給付が限度額まで達している方が対象となります。

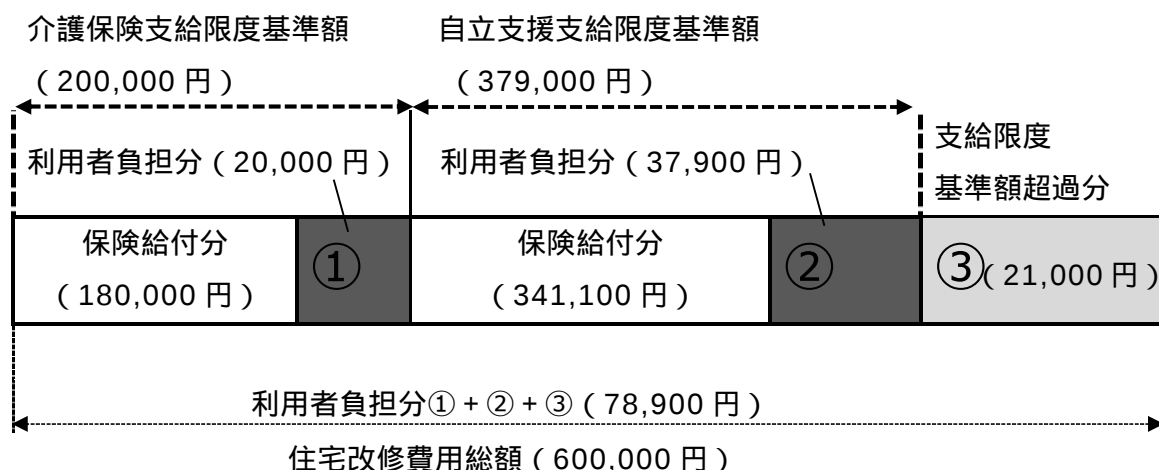
（５）支給限度基準額

被保険者１人に対する住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護状態区分に関わらず（４）対象工事内容のとおりです。消費税を含む費用について、申請者（被保険者）の負担割合（１割・２割・３割）に応じて、９割または８割または７割分を住宅改修費として保険給付します。なお、介護保険住宅改修と異なり、何回かに分けて利用（支給申請）することはできません。また、介護度に変更があった場合並びに転居した場合においても改めて給付することはできません。支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、支給限度基準額を超えた部分は全額自己負担になります。

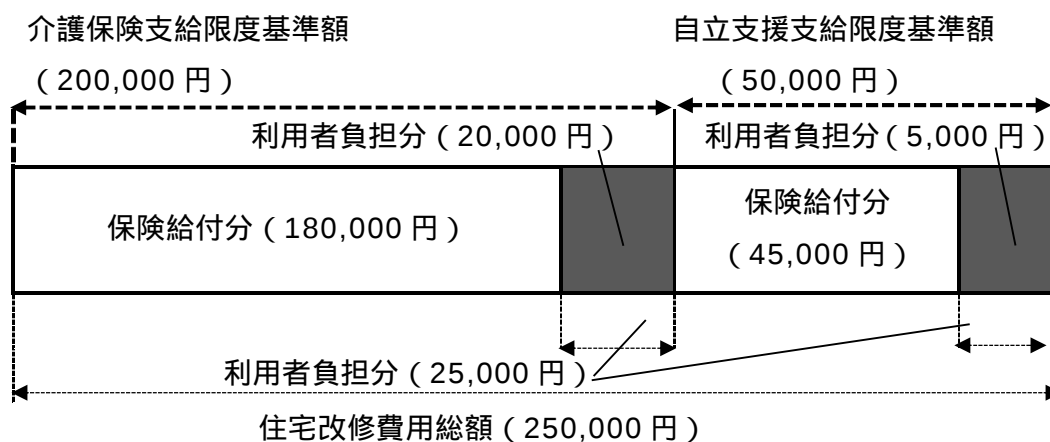
以下、自立支援住宅改修と介護保険住宅改修併用例

あくまでも、併用する場合の例となり、全額給付されるとは限りません。

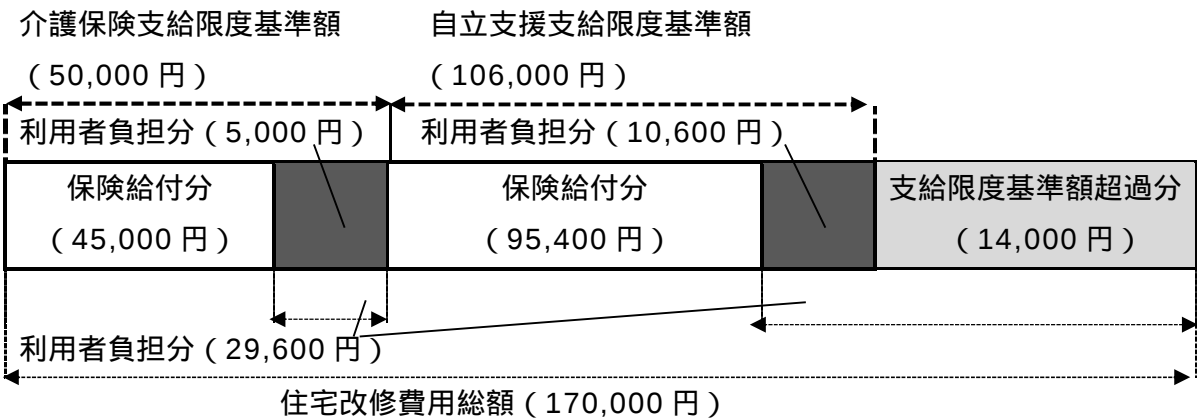
〔① 60万円の浴槽改修を行った場合（申請者の負担割合が１割かつ、介護保険住宅改修の残額が満額（20万円）の場合）〕



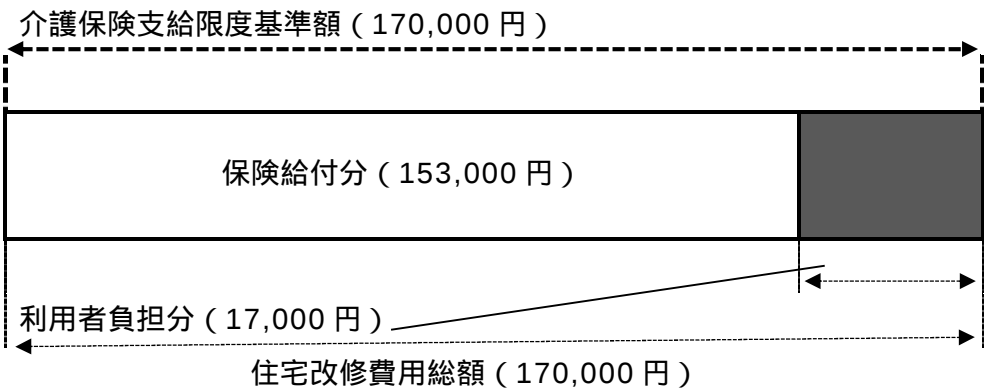
〔② 25万円の浴槽改修を行った場合（申請者の負担割合が１割かつ、介護保険住宅改修の残額が満額（20万円）の場合）〕



〔③ 17万円の便器改修を行った場合（申請者の負担割合が1割かつ、介護保険住宅改修の残額が5万円の場合）〕



〔④ 17万円の便器改修を行った場合（申請者の負担割合が1割かつ、介護保険住宅改修の残額が満額（20万円）の場合）〕

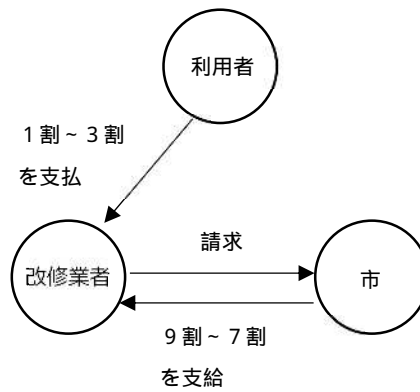


この場合、工事総額が介護保険住宅改修残高に満たないので、自立支援住宅改修の設備給付との併用申請はできません。

(6) 支給方法

自立支援住宅改修費の申請方法は、原則受領委任払い方式となります。

利用者は、改修費用の全額から支給予定額（ 9 割～ 7 割 ）を引いた額を施工業者に支払い、市から施工業者に改修費用の 9 割～ 7 割を支給します。



(7) 申請に必要な書類 (事前申請・事後申請)

【工事前】事前申請書類

1	高齢者自立支援住宅 改修給付申込書	● 印鑑は工事完了後の書類も全て同じもので統一してください。 工事完了後に「申込書に押した印鑑が不明」といった旨のお問合せをよくいただきます。市への提出前に写しをとっておく等、ご対応をお願いいたします。 ● 本人か代理の方がご記入ください。 ● 住宅改修承諾欄は、持家ではない方のみご記入ください。なお、同等の内容の承諾書でもかまいません。 ● 受領委任欄には、委任する相手方（業者の社名、代表者名）と、委任者（申請者本人の住所、名前、印）を記入してください。 また、押印する印は申請書と同じ印に統一してください。
2	住宅改修が必要な理由書	● 地域包括支援センター担当者が、利用者の状況を確認し、ご記入ください。
3	課題解決シート	● 浴槽交換をされる場合にのみ、地域包括支援センター担当者が、記入して添付してください。
4	図面	● 改修箇所ごとの改修前・改修後の予定の状態を図（平面図と立面図）で示してください。被保険者本人の生活全般に係る動線を確認させていただくために、改修箇所が含まれるフロア全図の作成をお願いします。（階段手すりの場合は上下階ともに必要）。
5	写真 （工事前の日付入り）	● 改修箇所ごとの改修前の写真を撮影してください。 ● 写真の中に日付を入れてください（日付入りの撮影ができない場合は、黒板等に撮影日の日付を記入して改修箇所と一緒に撮影する方法でも構いません）。
6	見積書	● 見積書の宛名には、被保険者氏名を記入してください。 ● 内訳に材料費、施工費、諸経費等を明記してください。 （工事一式等の表記ではなく、なるべく細かく金額を出していただくようにお願いします。） ● ユニットバスの場合は、浴槽、床、壁、手すりのように内訳を記載していただきますようお願いします。
7	使用商品カタログの写し	● 使用する商品全ての、メーカー・部材名・型番・金額等が確認できるカタログの写しを添付してください。 ● 使用する部味にマーカ等で印をつけ、使用する部材が分かる

		ようにしてください。
8	居宅サービス計画書	●(1)(2)の写しを添付してください。 R4.8.1 より必要
9	週間サービス計画表	●写しを添付してください。 R4.8.1 より必要
10	病歴等及び検討経緯 についての質問票	●住環境に係る課題についてのサービス担当者会議の記録票の 写しを添付してください。 R4.8.1 より必要

8.9 は、設備給付申請時居宅登録がある場合、10 は、全件の申請時に必要となります。

【工事後】完了申請書類		
1	給付券	●本人の氏名と印、包括担当者の氏名と印、施工業者の社名・住所・代表者名・代表者印をそれぞれ記入・押印してください。 ●給付券を受け取った日、現場を確認した日、工事完了日をご記入ください。（「受領年月日」は、間違いを防ぐため、斜線を引いて送付しています。）
2	完了届	●右上の日付は、工事完了後、包括担当者に本人より届けがあった日付です。（間違いを防ぐため、斜線を引いて送付しています。） ●本人の住所と氏名を記入し、申請時の印を押してください。 ●右下の枠には、確認印を押さないでください。
3	写真 (工事後の日付入り)	●改修箇所ごとの改修後の写真を撮影してください。 ●写真の中に日付を入れてください。
4	領収書	●領収書の宛名には、被保険者氏名を記入してください。 ●但書きには、住宅改修費であることが分かるように記載してください。 ●金額については、あらかじめ提出いただいた見積の工事金額から公費負担分が除かれた金額のものがが必要です。
5	請求書兼支払金口座振替依頼書	●用紙は、事前申請の審査終了後の通知書に同封します。 ●債主欄に施工業者の代表者名等を記名・押印してください。(事前申請書類と同一の印鑑をお願いします。)

詳しくは、介護保険住宅改修の【書類作成上の留意事項】をご参照ください。

また、各書類等の書き方については、別冊「申請関係書類の書き方の手引き」をご覧ください。

(8) 事前申請時の添付書類における諸注意

カタログの写しについて

共通事項

型番と価格の記載があること

予防給付の場合

対象工事	必要なカタログ		
手すり取付	手すり	ブラケット	補強板
段差解消	式台	スロープ	デッキ
床材変更	滑り防止材	床材	
扉交換	ドア	ドアノブ (ノブ交換の場合)	
便器洋式化	便器	タンク	
工事内容によっては、上記以外の商品について添付を必要とする場合があります。			

設備給付の場合

対象工事	必要なカタログ			
浴槽・給湯器交換	浴槽本体	給湯器	水栓金具	リモコン
洗面台・流し台	洗面台	流し台		
便器洋式化	便器	タンク		
ユニットバスで、総合カタログに型番や価格が掲載されていない場合は、メーカーによる提案書や見積内訳表 (申込者名義) を追加添付してください。				
工事内容によっては、上記以外の商品について添付を必要とする場合があります。				

図面について

共通事項

工事前と工事後の2種類が必要

下記の各項目は、他資料で確認できる場合でも、図面上に明記が必要です。

予防給付の場合

対象工事	必要な部分		
手すり取付	手すりの位置	手すりの長さ	手すりの形状
段差解消	段差の高さ		
床材変更	変更部分の位置	変更部分の長さ	
扉交換	図面記号		
便器洋式化	便器等の位置	便器等の向き	便器等の形状
工事内容によっては、上記以外の商品について添付を必要とする場合があります。			

設備給付の場合

対象工事	必要な部分			
浴槽・給湯器交換	浴槽の内寸	浴槽の深さ	浴槽縁の高さ	給湯器及び リモコンの位置
洗面台・流し台	流し部分の 内寸、外寸	流し台の高さ (流し部分上部)	流し台の高さ (流し部分下部)	足元スペースの 奥行
便器洋式化	便器等の位置	便器等の向き	便器等の形状	
工事内容によっては、上記以外の商品について添付を必要とする場合があります。				

見積書について

共通事項

型番の明記

カタログの写しを添付している商品について、明記が必要です。
他資料で確認できる場合でも、見積書上に明記が必要です。

設備給付の場合

ユニットバスメーカーによる振り分け金額表の添付

TOTO、リクシル、タカスタンダードは提出実績があります。
メーカーが作成できない場合は、施工業者による自己作成が必要です。次頁の書式を用いて、住宅改修費支給申請用振り分け金額表を作成してください。
申込者名義で作成されているものに限りです。
介護保険住宅改修と自立支援住宅改修に振り分けいただく必要はありません。

ユニットバスメーカーによる提案書の添付

ユニットバスの各部材費用が一覧できるものがが必要です。
申込者名義で作成されているものに限りです。

住宅改修費支給申請用 振り分け金額表

ユニットバス工事の場合で次の または に該当する場合、
施工業者が作成し、申込書に添付してください。

ユニットバスメーカーの作成した振り分け金額表が対象
工事内容の全項目を明記されているものでない場合
ユニットバスメーカーが振り分け金額表を作成できない場
合

施工業者名	
-------	--

申込者名	
------	--

プラン品番	
-------	--

対象工事内容	金額
床	円
ドア	円
手すり	円
壁	円
天井	円
浴槽	円
その他	円

見積金額合計	
--------	--

円

(9) 自立支援住宅改修の申請の流れ

	利用者	地域包括支援センター	施工業者
1 本人から包 括支援セン ターへ相談	地域包括支援センターに ご相談ください。 介護認定をお持ちでない場合は、介護認定が必要 となります。	希望の改修内容が給付対 象内容に該当するか確認 し、介護認定結果に合わせ て利用できる制度の確認 をしてください。	
2 工事前 調査	包括職員が調査に伺い、身 体の状態と現在の自宅の 状態を確認し、改修の必要 性を判断します。	利用者と日程調整し、事前 の調査を行ってください。 身体の状態と住宅の状況 を理由書や課題解決シー ト（浴槽交換の場合）に記 入しながら確認し、改修の 必要性を判断してくださ い。	
3 住宅改修の 必要性判断		改修が必要と判断したら、 申請を進めてください。	
4 改修業者 の選定	工事業者を選定し、見積 書・図面の作成を依頼して ください。受領委任欄に必 要事項を記入してください。 （複数の改修業者に見積 もりを依頼し、金額が適正 であるか判断してくださ い。）	利用者とともに工事業者 を選定し、見積書・図面・ カタログの写し等の確認 をし、工事計画が適切かを 確認してください。 必ず改修前の写真（日付 入り）を添付してください。 （撮影は改修業者等に依頼 してもかまいません。）	依頼を受けたら、見積書・ 図面・カタログの写しをご 用意ください。受領委任欄 に必要事項を記入してく ださい。
5 事前申請 （工事前）		工事が適切であると判断 したら、申請書類一式を市 へ提出してください。（提 出前に申請書類一式の写 しを保管しておいてくだ さい。）	
6 利用者宅へ 市職員が 訪問調査	市で書類の審査を行った あと、自宅での生活やお身 体の状況を確認するため に、ご利用者様宅へ市の職 員等が訪問を行います。	市で書類の審査を行った あと、ご利用者宅へ訪問調 査を行います。地域包括支 援センターの担当者も、ご 同席いただきます。	

	利用者	地域包括支援センター	施工業者
⑦ 決定	市で審査を行い、決定したら市から ・ 決定通知書 ・ 給付券 ・ 完了届が届きます。	市で審査を行い、決定したら市から ・ 支給決定通知の写しが届きます。	市で審査を行い、決定したら市から ・ 給付依頼書 ・ 口座振替依頼書が届きます。
⑧ 着工・工事完了・支払	市から着工許可の連絡があり次第、工事開始可能です。必ず工事後の日付入りの写真を撮影してください。施工業者への支払は、総額から給付額を除いた金額をお支払ください。		市から着工許可の連絡があり次第、工事開始可能です。利用者には、総額から給付額を除いた金額を請求してください。
⑨ 施工業者・包括支援センターへ提出	工事完了後、次の書類に必要事項を記入し、施工業者・包括へ提出してください。 (施工業者へ) ・ 給付券 (地域包括支援センターへ) ・ 完了届		工事完了後、 ・ 給付券 ・ 口座振替依頼書 に必要事項を記入し、完了申請をする方に渡してください。
⑩ 工事後調査	工事完了の連絡を地域包括支援センターに連絡してください。	工事完了の報告を受けたら、事後調査を行い、工事が計画通りに行われたかを確認してください。 ・ 完了届 に必要事項を記入し、完了申請をする方に渡してください。	
⑪ 完了申請(工事後)	工事終了後、完了申請書類一式を市へ申請してください。 完了申請は必ず事前申請日と同じ年度に行ってください。		
⑫ 完了審査	市は提出された書類をもとに工事が適切に行われたかを判断し、支給の決定をします。		
⑬ 支給			市から施工業者へ決定した給付額を支給します。

介護保険住宅改修と併用申請の際も同じ流れとなります。

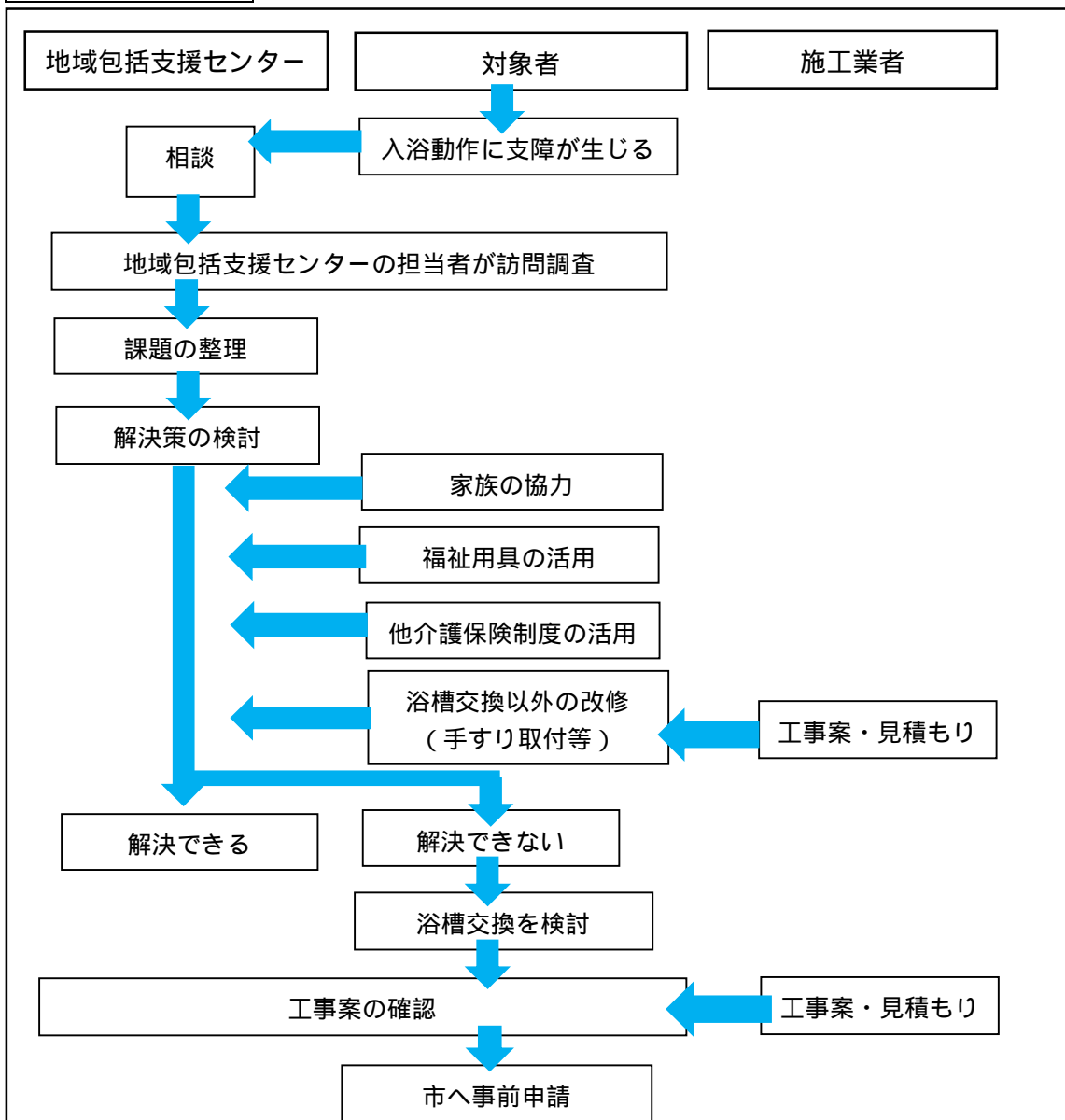
【浴槽交換の給付は、代替手段の事前検討を条件としており、申請までの流れが他項目とは異なるためご注意ください。】

浴槽交換における申請までの流れ

手順

- ・課題解決シートを用いた、課題の整理と解決策の検討が必要となります（まずは地域包括支援センターにご相談ください）。
- ・事前申請時に、課題解決シートの添付が必要となります。
- ・課題の整理と解決策の検討が不十分だと、市の審査において給付が認められない場合があります。

事前申請の流れ



浴槽交換における申請時のポイント

課題の整理とは？

- ・対象者の生活状況や入浴動作における困りごとを、詳細に確認します（課題の見極め）。
- ・課題に対する、本人及び家族の意向などを確認します（快適性や利便性の向上といった意向ではなく、利用者の転倒の防止、又は動作の容易性の確保や介護者の負担軽減等です）。

解決策の検討とは？

- ・まずは、家族の協力や福祉用具の活用、その他介護保険制度の利用など、浴槽交換以外の方法で、解決できないかを検討します。また、既存の設備をなるべく活用して解決できないかといった視点でも検討を行っていきます。

(1 0) 申請にあたっての留意事項

●対象となる種類の改修であっても保険給付を受けられない場合

- ・介護保険住宅改修の(1 0) 申請にあたっての留意事項をご参照ください。

●審査に要する期間

- ・書類不備なく申請が受理された日から、決定まで審査に時間を要します。事前申請は、余裕をもってお手続きください。
- ・また、完了申請も審査に時間を要します。工事が完了し次第、速やかに完了書類をご提出ください。

●予防給付の対象者について

- ・介護認定で「非該当」と判断された方（非該当の結果が出てから１年以内に限り申請ができます）で、全員に給付が出る訳ではありません。

本制度において「予防」とは、申請時に認められる身体機能、並びに住環境に起因する危険性等の課題を原因とする転倒等を防止することとなります。なお、将来において同転倒等を未然に防止することではありません。ご本人様の状況と、自宅の生活環境等を考慮したうえで、予防給付事業の対象だと判断できる方のみに対して給付がでます。

●住宅設備改修給付について

- ・浴槽交換工事においては、現状の浴室環境における課題整理に加えて、家族の支援や福祉用具の活用、その他介護保険制度の利用など、浴槽交換以外による代替手段の事前検討が必須となります。

（申請までの流れ・ポイントについては、39・40 ページをご確認ください）

●介護保険住宅改修と併用時の申請方法について

- ・同時に申請してください。その際、申請書、添付書類等は、別々となります。

(1 1) 申請の際に注意を要する事例

入院・入所中に申請する場合

- ・介護保険住宅改修の(1 1) 申請の際に注意を要する事例ページをご参照ください。

要介護・要支援の認定申請中に申請する場合

- ・要介護・要支援認定の申請中に住宅改修費の支給申請を行う場合は、申請の区分（新規・更新・区分変更）により、下記の内容にご留意ください。

予防給付においては非該当の判定（結果が出てから１年以内に限る）が必要です。

以下は、設備給付においての事例となります。

(新規申請の場合)

- ・介護保険住宅改修の(1 1) 申請の際に注意を要する事例ページをご参照ください。
自立支援住宅改修の場合、受領委任払いとなります。認定結果によっては、保険給付費を支給できない場合もございますので、利用者と業者で十分に話し合ったうえで申請を行ってください。なお、申請される場合は、その旨についてご了承いただいたことが分かる資料を、市に提出してください。

(更新申請の場合) 及び (区分変更申請の場合)

- ・介護保険住宅改修の(1 1) 申請の際に注意を要する事例ページをご参照ください。

転入・市内転居を予定している場合

- ・介護保険住宅改修の(1 1) 申請の際に注意を要する事例ページをご参照ください。

一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

- ・各種類（給付基準額ごとに管理）の自立支援住宅改修の給付を受けられるのは同一世帯、同一住宅で１回までです。詳しくは、(2) 対象要件の●過去に同一世帯、同一住宅で同じ種類の自立支援住宅改修給付を受けていないことをご確認ください。

保険給付対象外の工事を併せて実施する場合～ 複数の改修業者からの見積書の徴取

- ・介護保険住宅改修の(1 1) 申請の際に注意を要する事例ページをご参照ください。

(1 2) 事前申請承認後の変更等への対応

改修工事の内容が変更になる場合

事前申請承認後の工事内容の変更は原則として認められません。しかし、やむを得ない理由で工事内容を変更する場合は、再申請や書類の修正・差替え等の手続きを行ってください。なお、対応方法について判断に迷う場合は、必ず介護保険課へご確認ください。必要な変更手続きをしないまま、工事を着工した場合には、保険給付できませんのでご注意ください。

手すり等を仮付けした場合も工事着工とみなしますので、十分にご注意ください。

申請を取り下げる場合

事前申請承認後、申請者（被保険者）が入院・入所するなど、何らかの事情により一旦工事をすべて中止する場合には、「自立支援住宅改修費支給申請変更（取下げ）届」を介護保険課へ提出してください。また、担当のケアマネジャーにも工事を中止する理由等をご連絡ください。

改修箇所を利用できなかった場合

改修工事を実施したが、工事完了前にお亡くなりになった又は退院・退所できなくなり、改修した箇所を利用しなかった場合等は、保険給付費が支給できませんので、あらかじめご了承ください。なお、この場合についても、「自立支援住宅改修費支給申請変更（取下げ）届」を介護保険課へ提出してください。

(1 3) 地域包括支援センター担当者の方へのお願い（役割と留意事項）

1 相談

- 利用者から住宅改修の相談があった場合は、適切に給付制度の案内をしてください。

2 調査

- 申請前の事前調査を行う際には、対象者や家族と調整を行ってください。
- 入院・入所中の場合は、調査時に一時的に在宅にお戻りいただき、動作などの確認をしてください。申請は、在宅への退院日が確定してから行ってください。
- 調査以降の手続きにおいても、必ず対象者や家族と連絡等を取り合い、認識に相違がないようにしてください。

3 改修目的等の確認、住宅改修内容調書の作成

- 調査では状況把握や改修の目的等を確認し、住宅改修が必要な理由書を作成してください。特に、設備給付の浴槽交換工事においては、現況の課題整理と解決策の検討を行い、課題解決シートを作成してください。

4 改修の時期について

- 申請が年度末付近の場合は、工事完了が次年度に延びないか判断してください。
- 各世帯に一度限りの助成制度なので、改修が必要な時期を見極めるようにしてください。現状では至急改修が必要ではない方には、より柔軟な対応が可能な福祉用具の使用や、他の介護保険制度のご利用をご案内ください。

5 工事後の調査

- 工事完了後に工事が計画通り行われたか確認してください。

(1 4) 相談窓口開設について

- 理由書作成者を対象に、効果的な改修方法や福祉用具の活用方法について、市の作業療法士が相談を承ります。
- 住宅改修の申請を検討されている方で、専門職のアドバイスを必要とする方は、事前にご予約ください。
- 工事許可の判断をするものではありません。
- 詳細は、介護サービス係の住宅改修担当までお問い合わせください。

6

Q & A（よくある質問と回答）

（手すりの取付け）

No.	表題	質問	回答
1	手すりの形状	手すりには円柱形などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）の手すりもありますが、こうした手すりの取付けも支給対象になりますか。	上部平坦型（棚状のもの）の手すりも支給対象になります（手すりの形状が本人の身体状況に適している場合）。高齢者によっては握力がほとんどない場合や、しっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に合わせて手すりの形状を選択することが重要です。
2	通路への手すりの取付け	玄関から道路までの通路に手すりを取り付けたいのですが、支給対象になりますか。	支給対象になります。 庭に出る目的（気分転換等のため）の手すりは、支給対象外となります。
3	年に数回利用する手すりの取付け	2階建ての家屋で、普段は1階で生活しています。2階にある洋服を季節ごとに出し入れするため、年に数回階段を利用しますが、その階段に手すりを取り付ける場合は、支給対象になりますか。	住宅改修は「日常生活上必要なもの」を対象とするため、年に数回しか利用しない手すりは「日常生活上必要なもの」とはいえないことから、支給対象にはなりません。
4	既存手すりの取付け位置の変更	既に手すりを取り付けていますが、身体状況に合わせて取付け位置（高さ等）を変更する場合は、支給対象になりますか。	身体状況等により位置を変更せざるを得ない〔既存の手すりが、本人にとって手すりの機能が発揮出来る位置に無い（極度に低いまたは高い等で、本人が使えない）〕場合は、取り外す費用と改めて取り付ける費用が支給対象になります。ただし、既存の手すりの老朽化等による取付けは、対象となりません。
5	はね上げ式手すりの取付け	階段に手すりを取り付けたいのですが、窓の開閉ができなくなるなどの理由から、一方が固定されていて、もう一方がはね上げ式になっている可動式の手すりを取り付ける場合は、支給対象になりますか。	動作または取付け位置の状況などから、可動の必要がある場合は、支給対象になります。
6	手すりの取付けに伴うクロスの張り替え（付帯工事）	手すりを取り付けるための下地補強に伴い、クロスの張り替えが必要になった場合、その費用は支給対象になりますか。	下地補強した部分については、クロス張り替えに係る費用も付帯工事として支給対象になりますが、補強した壁面全体のクロスを張り替えた場合は、面積按分等を行い、補強部分のみの張り替え費用が支給対象になります。

（段差の解消）

No.	表題	質問	回答
1	通路の段差解消	玄関から道路までの通路の段差を解消する工事は、支給対象になりますか。	通路へのスロープの設置など、段差を解消するための工事は支給対象になります。なお、スロープなどの幅をどこまで認めるかは一律には定めていませんが、本人の身体状況や車いすを利用する場合の状況などに基づき、必要となる幅が支給対象になります。
2	通路の傾斜の解消	通路に傾斜があるため、車いすでの走行が困難な場合に、その傾斜を解消するための工事は、支給対象になりますか。	段差の解消として支給対象になります。
3	浴室へのすのこの設置	脱衣所と浴室の床の段差を解消するため、浴室用すのこを製作し、設置する場合は、支給対象になりますか。	浴室用すのこは、特定福祉用具の「浴室内すのこ」に該当するものと考えられますので、住宅改修ではなく、福祉用具購入の支給対象になりますが、取付工事を伴うものは住宅改修の支給対象になります。
4	上がり框（かまち）の段差の緩和	上がり框の段差を緩和するため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は、支給対象になりますか。	式台については、取付工事を伴うもの、または持ち運びが容易でないものは段差の解消として支給対象になりますが、取付工事を伴わないもの、または持ち運びが容易なものは支給対象にはなりません。また、上がり框を2段にする工事は、床の段差解消として支給対象になります。
5	昇降機などの設置	昇降機、リフト、段差解消機などの設置については、支給対象になりますか。	昇降機、リフト、段差解消機といった動力（自動・手動にかかわらず）により床段差を解消する機器を設置する工事は、支給対象にはなりません。なお、リフトについては、移動式や固定式、据置式のものは、「移動用リフト」として福祉用具貸与の対象になります。
6	浴槽の取り替え	本人が自立して、または介助して入浴ができるように、浴室の床と浴槽の底との高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えは、段差の解消として介護保険住宅改修の支給対象になりますか。	浴室の床と浴槽の底との段差解消については、通常特定福祉用具（浴室内すのこ等）の活用もしくは浴室床のかさ上げ工事などで対応していただくことになりますが、これらの対応でもなお十分な段差の解消が図れないという場合は、浴槽の取り替えについても支給対象になります。なお、風呂釜など浴槽以外の設備費用は支給対象にはなりません。

No.	表題	質問	回答
7	通路への転落防止柵の設置 (付帯工事)	車いすなどで移動するためにスロープを設置した場合、転落防止柵などを設置する工事は、支給対象になりますか。	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的として柵を設置する場合は、段差解消の付帯工事として支給対象になります。
8	段差解消に伴う床の解体 (付帯工事)	床の段差解消を図るため、スロープを設置する際に、もともとある床を解体する必要がある場合は、解体工事についても支給対象になりますか。	スロープを設置するために床を解体・撤去する工事は、床の段差解消に必要な付帯工事として支給対象になります。
9	浴室床のかさ上げに伴う付帯工事 (付帯工事)	脱衣所と浴室の床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げまたはこの設置を行いました。浴室の床が上がったことに伴う次の工事については、付帯工事として介護保険住宅改修の支給対象になりますか。 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったため、蛇口の位置を変更する工事。 浴室床が上がったために、浴槽の底との高低差が増し、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合に、浴槽のかさ上げをするなどの工事。 上記の場合で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合における、浴槽の改修または取り替えの工事。	～ のいずれの場合も支給対象になります。

(滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更)

No.	表題	質問	回答
1	床材の表面への加工	滑りの防止を図るため、床材の表面に溝をつけるなどの加工をする工事は、支給対象になりますか。	床の材料変更として支給対象になります。
2	通路面の材料などへの加工	滑りの防止を図るため、通路面について、舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）を行う工事は、支給対象になりますか。	いずれも通路面の材料変更として支給対象になります。

No.	表題	質問	回答
3	車いす利用の場合の畳からフローリングへの変更	車いすを利用していますが、タイヤが小さいため、畳にひっかかり動きづらいことがあります。このため、畳からフローリングへの床材の変更を考えていますが、介護保険住宅改修の支給対象になりますか。	畳敷から板製床材への変更は床の材料変更にあたるため、身体状況などから必要性が明らかである場合は、支給対象になります。
4	車いすの利用により傷んだ床材の取り替え	車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替える場合は、移動の円滑化を図るための床の材料変更として支給対象になりますか。	老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、支給対象にはなりません。
5	階段への滑り止めなどの取り付け	階段に滑り止め（ノンスリップ）を取り付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は、支給対象になりますか。	ノンスリップやカーペットを置くだけでは支給対象にはありませんが、金具や接着剤等で固定する場合は、支給対象になります。

（引き戸等への扉の取り換え）

No.	表題	質問	回答
1	門扉の取り替え	門扉の取り替えは、支給対象になりますか。	引き戸等への扉の取り替えとして支給対象になります。
2	既存の扉の撤去	既存の扉を撤去したいのですが、撤去するだけで、新たに扉を設置しない場合は、支給対象になりますか。	扉を撤去するだけで新たに扉を設置しない場合についても、扉の取り替えにあたるため、支給対象になります。
3	間口の拡張及び開き戸から開き戸への変更	トイレを利用する際、入口が狭くて車いすが入らないのですが、間口を拡張して開き戸から開き戸に変更した場合は、支給対象になりますか。	通常、開き戸から引き戸に変更することで車いすが入れるようになる改修を想定していますが、引き戸への変更が難しい場合は、間口を拡張して大きな開き戸に変更することも「引き戸等への扉の取り替え」の範囲に含まれるため、支給対象になります。
4	新たな扉の設置	要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊して新たに扉を設置する場合は、支給対象になりますか。	既存の扉がないので、支給対象にはなりません。

No.	表題	質問	回答
5	身体状況に合わせた性能の変更	扉そのものは取り替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は、支給対象になりますか。また、内開きを外開きに変更する工事は、支給対象になりますか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が変われば、扉の取り替えとして支給対象になります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、内開きを外開きに変更する場合のほか、ドアノブをレバー式把手などに変更する場合、戸車を設置する場合なども対象になります。
6	開閉が容易でない引き戸の取り替え	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、支給対象になりますか。	既存の引き戸が重く、開閉が難しいという理由であれば支給対象になります。しかし、古くなったから新しい物に取り替えるという理由であれば、支給対象にはなりません。

（洋式便器等への便器の取り替え）

No.	表題	質問	回答
1	暖房・洗浄機能付きの洋式便器への取り替え	和式便器から暖房や洗浄等の機能が付加された洋式便器への取り替えについては、支給対象になりますか。	商品として暖房や洗浄等の機能が付いた洋式便器が一般的に供給されている現状を踏まえ、そのような機能が付いた便器への取り替えについても支給対象とします。ただし、あくまで洋式便器への取り替えを認めたものであるため、暖房や洗浄等の機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事の対象になりません。
2	洋式便器の便座のみの取り替え	既存の洋式便器の便座を、暖房や洗浄等の機能が付加された便座に取り替える場合は、支給対象になりますか。	和式便器から洋式便器への取り替えを支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためであることから、暖房や洗浄等の機能が付いた製品に関わらず、便座のみの交換は支給対象になりません。
3	腰掛便座の設置	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは、支給対象になりますか。	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは、福祉用具購入（補高便座）の支給対象になります。ただし、配管工事が必要で、工事後取り外しができないものについては住宅改修の支給対象になる場合もありますので、あらかじめご相談ください。
4	洋式便器の高さの変更	利用者が既存の洋式便器では立ち上がりが困難になったり、膝が十分に曲がらなくなったりした場合、便器をかさ上げるなどの工事は、支給対象になりますか。	本人の身体状況の変化に伴い、洋式便器の高さを変更する必要がある場合、まずは福祉用具購入品目の補高便座で対応できないかどうか検討してください。福祉用具での対応が困難な場合は、既存の便器をかさ上げしたり、高さの高い洋式便器に取り替えたりする工事が支給対象になります。

No.	表題	質問	回答
5	洋式便器の向きの変更	身体に麻痺があるため、現状の洋式便器の便座に座れないことから、便器の向きを変えたいのですが、この場合は支給対象になりますか。	障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事は、支給対象になります。また、当該工事のために、トイレ内部の中扉を撤去する必要がある場合は、この中扉の撤去費用も支給対象になります。
6	水洗化に伴う給排水工事（付帯工事）	非水洗和式便器から水洗洋式便器へ取り替える場合の水洗化に伴う給排水工事は、支給対象になりますか。	非水洗和式便器から水洗洋式便器に取り替える場合、浄化槽の取付工事や公共下水道に接続する桝からトイレまでの給排水工事など、水洗化に伴う部分の工事は、支給対象になりません。付帯工事として認められる給排水工事は、便器の取り替えに伴う排水管の位置の変更部分の工事のみにになります。
7	便器の取り替えに伴う壁等の撤去（付帯工事）	小便器があるトイレと大便器（和式便器）があるトイレが隣り合っており、これを1つのトイレにして洋式便器を設置する場合、2つのトイレを仕切っていた壁または扉を撤去する工事については、支給対象になりますか。	間仕切りを撤去しないと便器の据え付けができない場合や、要介護者等が福祉用具を利用する必要があり、それを利用して中へ入ることができない場合など、便器の取り替えに伴って壁や扉を撤去しなければならない理由がある場合は、付帯工事として支給対象になります。

（複合 / ユニットバスの設置等）

No.	表題	質問	回答
1	玄関以外の場所へのスロープの設置（段差の解消、床・通路路面の材料変更）	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する場合は、支給対象になりますか。また、スロープから先の道路までの部分に通路を設置する場合は、支給対象になりますか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の取り付けは通路面の材料変更として、いずれも支給対象になりますが、掃出し窓から屋外に出るという日常生活の実態があること（通路や生活動線としての実態があること及び玄関から外へ出ない理由がある）が前提となります。
2	ユニットバスの設置（段差の解消、床・通路路面の材料変更）	ユニットバスの設置によって、本人の自立及び課題解決等が見込める場合、介護保険住宅改修の支給対象になりますか。	ユニットバスは、浴槽のまたぎや出入り動作など、身体状況等により改修の必要がある箇所のみが対象になります。また、購入費用の全額が支給対象になるものではなく、床材の変更、段差解消（洗い場、浴槽交換）のみが支給対象です（出窓や壁、天井、壁面収納等は対象外）。なお、浴槽・床材変更については、ユニットバスの床面、浴槽部分の部材費、各部の施工費・諸経費などを面積按分等により計算してください。

(その他)

No.	表題	質問	回答
1	家族が行う改修	本人または家族が自ら住宅改修を行った場合は、支給対象になりますか。	本人または家族が自ら材料を購入し、住宅改修を行った場合は、原則として材料の購入費のみが支給対象になります。
2	外泊のための改修	入院中または施設入所中の被保険者が、月に数日自宅に帰ってくる（外泊）ために住宅改修を行う場合、支給対象になりますか。	入院中または施設入所中の方の生活の拠点は病院または施設になります。入院・入所中は、外泊時であっても在宅サービスは利用できないことから、在宅サービスに位置付けられている住宅改修についても支給対象にはなりません。なお、住所地を移さずに入院・入所している場合も同様の扱いとなります。
3	賃貸アパート（マンション）の共用部分の改修	賃貸アパート（マンション）において、廊下などの共用部分の改修は、支給対象になりますか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は専用の居室内に限られるものと考えます。しかしながら、本来居室内にある機能（トイレや洗面所など）が居室外かつ共用となっていて、改修の必要性が認められる場合には、住宅の所有者等の承諾を得ていることを条件に、支給対象となる場合があります。
4	賃貸アパート退去時の原状回復	賃貸アパートから退去する場合に、以前住宅改修を行った箇所を原状回復するための費用は、支給対象になりますか。	原状回復のための費用は、支給対象にはなりません。
5	支給限度基準額の例外措置の適用	以前に住宅改修費の支給を受けたことがある家屋と同一の敷地内に、高齢夫婦のみが住む家屋を新築しました。その後新築家屋で住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても、「転居した場合の例外」として介護保険住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）がリセットされますか。	別の家屋であっても、同一敷地内で住居表示が同一の場合は「転居した場合の例外」にはあたりませんので、支給限度基準額（利用限度額）はリセットされません。ただし、土地の分筆をし、枝番が付くなど住居の表示が変わって、住民登録上も転居の届出を行った場合には、転居として扱うことは可能です。